

# 町営住宅 入居申込みの御案内

## ■募集住宅

番号	住宅名 住所	構造・部屋タイプ 間取り	月額家賃	建設 年度	風呂釜 浴槽	単身 入居	駐車場	浄化槽 使用料
1	東浜住宅A棟203号 磯浜町6881-497	R C 3階建・3DK【73.3㎡】 和6・和6・洋6・DK	13,700円～ 26,900円	S61	なし	×	1台 2,600円	公共 下水
	二葉住宅A棟201号 磯浜町7829	R C 3階建・2LDK【68.67㎡】 和6・洋4.5・LDK	19,900円～ 39,000円					
3	二葉住宅A棟306号 磯浜町7829	R C 3階建・2LDK【68.67㎡】 和6・洋4.5・LDK	19,900円～ 39,000円	H15	有	×	1台 2,600円	月額 2,620円
	二葉住宅B棟201号 磯浜町7829	R C 2階建・3LDK【70.12㎡】 和6・洋6・洋4.5・LDK	20,300円～ 39,900円					
5	二葉住宅B棟202号 磯浜町7829	R C 2階建・3LDK【70.12㎡】 和6・洋6・洋4.5・LDK	20,300円～ 39,900円	H15	有	×	1台 2,600円	月額 2,620円
	6	二葉住宅B棟203号 磯浜町7829	R C 2階建・3LDK【70.12㎡】 和6・洋6・洋4.5・LDK					
7		二葉住宅C棟106号 磯浜町7829	R C 3階建・3DK【65.34㎡】 和6・洋6・洋4.5・DK	19,200円～ 37,700円	H16	有	×	1台 2,600円
	二葉住宅C棟304号 磯浜町7829	R C 3階建・3DK【65.34㎡】 和6・洋6・洋4.5・DK	19,200円～ 37,700円	H16				
9	二葉住宅D棟201号 磯浜町7829	R C 2階建・2LDK【67.71㎡】 和6・洋4.5・LDK	19,900円～ 39,000円		H16	有	×	1台 2,600円
	10	二葉緑住宅A棟203号 磯浜町7065	R C 3階建・2LDK【65.48㎡】 和6・洋7・LDK	22,300円～ 43,800円				
11		二葉緑住宅C棟104号 磯浜町7065	R C 3階建・3DK【65.48㎡】 和6・洋7・洋6・DK	22,300円～ 43,800円	H24	有	×	1台 2,600円

※月額家賃は、入居される世帯の収入、住宅の築年数・間取等により変わります。

## ■募集方法等

※下記募集期間を定めて、入居者を募集します。

平成30年6月13日（水）から7月12日（木）まで（期間厳守）

※町営住宅入居申込書と、この案内書を確認のうえ入居申込みに必要な書類をすべて提出してください。

※入居予定時期 平成30年8月中旬

## ■申込受付場所

大洗町役場 都市建設課 計画開発係（8：30～17：15、土日祝日除く）

## ■お問合せ先

大洗町役場 都市建設課 計画開発係 029-267-5111（内線256）

一般財団法人茨城県住宅管理センター 市町営住宅課 029-297-8360

## 1 入居申込者の資格

申込者は、次の(1)から(7)に掲げる要件を全て備え、それを証明できる方に限ります。  
また、入居資格審査後に入居世帯以外で連帯保証人を1名立てていただくことになります。

### (1) 現在住宅に困っている方。

持ち家のある方又は既に公営住宅に入居している方は、原則として申込みできません。

### (2) 次のいずれかに該当する方。

- ア 町内に勤務場所がある方
- イ 県内に住所を有する方
- ウ 町に本籍を有する方
- エ 町に親族（血族、姻族三親等内）が住所を有している方
- オ 町に以前住所を有していた方

### (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。

※事実上婚姻関係にある方及び婚約者を含みます。

### (4) 収入基準の当てはまること（下記2参照）。

### (5) 市町村税を完納していること。

### (6) 上下水道料金等、公共料金に未納がないこと。

### (7) 入居者又は同居親族、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 2 収入基準

### (1) 入居申込者資格の収入基準は、次のとおりです。

世帯区分	収入月額	該当する世帯
一般世帯	158,000 円以下	裁量世帯以外の世帯
裁量世帯	214,000 円以下	ア 60歳以上の方のみの世帯、又は60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯 イ 申込名義人又は同居予定親族に次の方がいる世帯 身体障害者（身体障害者手帳1級～4級） 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級、2級） 知的障害者（療育手帳を受ける程度） 戦傷病者（特別項症～第6項症、第1款症） 原子爆弾被爆者 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年以内の方 ハンセン病療養所入所者等 ウ 同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯

(2) 収入月額の計算方法は、次のとおりです。

収入月額＝（世帯の年間所得金額－同居及び別居扶養人数×380,000円－特別控除額）÷12か月

(3) 同居親族・別居扶養親族控除額及び特別控除

区 分		控 除 額
親族	同居人（名義人除く）	1人につき38万円
	別居の扶養親族	
特別控除	老人控除対象配偶者	1人につき10万円
	老人扶養親族控除	
	特定扶養親族控除	1人につき25万円
	寡婦控除	27万円 (所得が27万円に達しないときはその額)
	寡夫控除	
	みなし寡婦控除	
	みなし寡夫控除	
	障害者控除	1人につき27万円
特別障害者控除	1人につき40万円	

### 3 入居申込に必要な書類

(1) 必ず提出いただく書類

書類等の区分	申込者世帯全員の方に提出していただく必要書類の内容
世帯全員の住民票（全部記載）	<b>本籍・続柄等の記載のあるもの</b> ※市町村長発行のもので、発行後3か月以内のもの（現住所と住民票記載の住所が一致していること）
所得等の証明書	<input type="checkbox"/> <b>最新年度の課税証明書</b> ※市町村長発行のもので、発行後3か月以内のもの（所得、年税額、控除及び扶養等の内訳がわかるもの） ※所得のない方も必要です。（課税証明の内訳記載で非課税のもの）
市町村税の滞納していないことが分かる証明書	<input type="checkbox"/> <b>完納証明書</b> ※市町村長発行のもので、発行後1か月以内のもの ※完納証明書を発行していない市町村の方は、 <b>全税目</b> の滞納がないことが確認できる最新年度の <b>納税証明書</b> （過年度も滞納がないこと）
(注)課税証明書及び納税証明書については、所得の有無にかかわらず、18歳以上の世帯全員分が必要です。（ただし、高校生で扶養親族であることが確認できる方は除きます。）	
申立書	入居者及び同居親族が暴力団員ではないこと等の申立て（別途様式）

**(2) 下記に該当する方は、別途書類を添付してください。**

個別な事由	申込者世帯の中で該当する方は全員分を提出していただく書類
給与所得者の場合	<input type="checkbox"/> <b>給与証明書（別途様式）</b> ※給与支払い実績が3か月未満の場合は、見込額を含めて3か月分を記載してください。
事業所得者の場合	<input type="checkbox"/> <b>所得申告書（別途様式）</b> ※前年1月以降に自営業を開業した場合は、直前12か月分の収支内訳書。ただし、満額3か月以上の実績があること。
婚約中の場合	<input type="checkbox"/> <b>婚約証明書</b>
退職して現在無職の場合	<input type="checkbox"/> <b>退職証明書</b> （当時の勤務先の代表者等が証明したもの）、 <b>雇用保険被保険者離職票のコピー</b> 、 <b>雇用保険受給資格者証のコピー</b> など、退職が確認できる <u>いずれかの書類</u>
退職予定の場合	<input type="checkbox"/> <b>退職予定証明書</b>
障害者世帯の場合	<input type="checkbox"/> <b>身体障害者手帳</b> 、 <b>精神障害者保健福祉手帳</b> 又は <b>療育手帳のコピー</b>

上記の他に、入居予定世帯の状況により必要書類の追加を求められることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 4 請書の提出と敷金の納入から入居まで

入居申込書類の提出後、入居資格審査を行います。適格となった方は、連帯保証人1名が連署する請書を提出いただきます。下記を御確認のうえ、速やかに提出してください。

### (1) 連帯保証人の要件

- ア 独立した生計を営み、**確実な保証能力を有する入居者の親族**
- イ 独立した生計を営み、**確実な保証能力を有する町内居住者または町内勤務者**

### (2) 請書に添付する書類

- ア **最新年度の課税証明書**(発行後3か月以内もの)
- イ **納税完納証明書**(発行後1か月以内もの)
- ウ **印鑑登録証明書**(発行後3か月以内もの)

### (3) 敷金の納付

請書及び添付書類が適格となった方へ**敷金納入通知書(家賃の2か月分)**をお渡しします。指定日までに納付してください。

### (4) 入居説明及び鍵渡し

- ア 敷金の納付確認後、入居許可書と鍵を渡します。
- イ 入居に当たっての注意事項や入居してから守っていただく事項などを説明します。